

令和7年12月5日開催

書面添付制度に係る研修会



実務 編

名古屋東税務署

目次

1	書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方	P 1
2	添付書面の様式	P 2
3	添付書面の具体的な作成基準	P 8
4	書面添付制度の流れ	P 9
5	意見聴取結果についてのお知らせ	P10
6	よくある質問	P11
7	「添付書面の記載及び有用事例について」抜粋	P16

1 書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方

○ 平成21年4月1日付「…（※）書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について」（事務運営指針）

第1章「3 書面添付制度を活用した調査事務の効率的運営」

添付書面は、申告審理や準備調査に積極的に活用するほか、添付書面の記載事項のうち確認を要する部分については、**意見聴取の際に十分聴取**するよう努める。

第2章第2節「3 意見聴取の内容」

制度の趣旨・目的を踏まえつつ、意見聴取により疑問点が解明した場合には、結果的に調査に至らないこともあり得ることを認識した上で、意見聴取の機会を積極的に活用し、例えば顕著な増減事項・増減理由や会計処理方法に変更があった事項・変更の理由などについて**個別・具体的に質疑を行う**などして疑問点の解明等を行い、その結果を踏まえ調査を行うかどうかを的確に判断する。

第2章第2節「1 調査通知前の意見聴取の実施」

「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」の第1面「1 提示を受けた帳簿書類に関する事項」欄から第3面「5 総合所見」欄又「申告書に関する審査事項等記載書面」の第1面「1 相談を受けた事項」欄から第3面「5 総合所見」欄に全く記載がないものは、法第33条の2第1項又は第2項に規定する記載事項が記載されていないものであり、**添付書面に該当しないものであることから**、そのような添付書面が添付されていたとしても**補正依頼、意見聴取等を行う必要はない**ことに留意する。

第2章第2節「5 意見聴取結果の税理士等への連絡」

意見聴取結果を口頭により説明し、**「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付しないケース**

- ① 「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」の第2面「3 計算し、整理した主な事項」欄及び第3面「5 総合所見」欄又は「申告書に関する審査事項等記載書面」の第2面「3 審査した主な事項」欄及び第3面「4 審査結果」欄に**記載がない場合**。
- ② ①に掲げる各欄の記載はあるが、**明らかに記載に不備がある**又は**内容が具体性に欠ける**など、①に準ずると認められる場合。

※ 各事務系統において、「個人課税部門における」、「資産税事務における」、「法人課税部門における」及び「酒税に関する」事務運営指針を発出しています。

2 添付書面の様式（1 / 4）

税 申告書（ 年分・ 年 月 日 事業年度分・ 年 月 日 ）に係る
申告書の作成に関する計算事項等記載書面 **3302①**

年 月 日 郵便番号 ※整理番号

氏名又は名称 税理士又は 税理士法人	事務所の所在地 〒 () -
去 年 名 書前作成に 係る税理士	事務所所在地 〒 () 所属税理士会等 税理士会 支部 登録番号 第 号
税務代理権限証書の提出 有 () ・ 無 ()	
氏名又は名称 依頼者	住所又は事務所 の 所在地 郵便 () -
私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は訂正に応じた事項は、下記の1から5までに掲げる事項であります。	
1 提示を受けた帳簿書類に関する事項	
① 帳簿書類（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称	② 上記の帳簿書類以外の帳簿書類の名称
2 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項	
③ 帳簿書類の名称	④ 作成記入の基礎となった書類等

※事務 総理権	部門	業種	意見聴取連絡事項		事前通知等連絡	
			年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日

令和4年度税制改正により、**令和6年4月1日以降の提出分から**様式改訂

➤ **添付書面の名称変更**

旧：税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面
 新：申告書の作成に関する計算事項等記載書面

➤ **3面に「総合所見」欄の新設**

1 提示を受けた帳簿書類に関する事項

①

納税者から提示を受けた帳簿書類のうち、申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いた帳簿書類の名称を記載

②

納税者から提示を受けた帳簿書類のうち、検討の対象にしなかったものを記載

2 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項

③

申告書の作成に当たって、税理士が自ら作成、記入した帳簿書類の名称を記載

④

申告書の作成を依頼された税理士が、帳簿書類を自ら作成、記入するに当たって、その基となった書類等の名称を記載

2 添付書面の様式（2 / 4）

		※整理番号	
3	計算し、整理した主な事項	区分	備考
	(1)	⑤	
3	(1)のうち顕著な増減事項	増	減
	(2)	⑥	
3	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変更等の理由	
	(3)	⑦	

(2 / 4)

3 (1) 計算し、整理した主な事項

⑤	区分	計算又は整理した勘定科目や申告調整科目のうち、主要なもの及び課税標準の計算に当たって特に重要と認められる科目を記載
	事項	「区分」ごとに、計算・整理した内容を具体的に記載するとともに、関係資料との確認方法及びその程度を記載
	備考	「区分」ごとに、計算・整理の際に留意した事項等を記載

3 (2) (1)のうち顕著な増減事項

⑥	事項	(1)に記載したもののうち、前期（前年）等と比較して金額が顕著に増減したものについて、その増減事項を記載
	理由	記載した事項ごとに、その原因・理由等を具体的に記載するとともに、関係資料との確認方法及びその程度を記載

3 (3) (1)のうち会計処理方法に変更等があった事項

⑦	事項	(1)に記載したもののうち、当期（当年）において会計処理方法に変更等があった事項について、その変更等があった事項を記載
	理由	記載した事項ごとに、その原因・理由等を具体的に記載するとともに、関係資料との確認方法及びその程度を記載

2 添付書面の様式（3 / 4）

※整理番号	
4 相談に応じた事項	
号	相談の要旨
⑧	
5 総合所見	
⑨	
6 その他	
⑩	

4 相談に応じた事項

⑧	事項	税理士法第2条第1項第3号に規定する税務相談に関し、特に重要な事項に関する相談項目を記載
	要旨	記載した事項ごとに、その相談内容、回答要旨、申告書への反映状況等、税務上の留意点や処理について、指導・助言した状況を具体的に記載

5 総合所見

⑨	事項	申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項の総合的な所見を記載 【例】
	要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納税者の税務に対する姿勢・認識 ・ 経理状況・帳簿書類の保存状況 ・ 内部けんせいの状況 ・ 関与状況（どのような頻度で帳簿書類等の確認や税務相談に応じているか等） ・ 事業の概況等

6 その他

⑩	事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各税理士会作成の業務チェックリスト等を活用して確認した場合には、その旨を記載 ・ 1～5までの各欄に記載した事項以外の事項で、記載すべき事項があれば記載
	要旨	申告書の作成に関し、計算し、整理した事項以外の事項で個別的・特徴的である事項や、税理士が行う納税者の帳簿書類の監査の頻度、申告書作成に当たって留意した事項等

2 添付書面の様式（4 / 4）

		※ 整理番号	
* 追加記載する事項			
A			
B	C	D	
<div style="border: 2px solid green; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 20px;"> 11 </div>			
* 追加記載する事項			
A			
B	C	D	

※ 追加記載する事項

1 から 6 の各欄を使用しても、なお記載しきれない場合に使用
 この場合、「A」欄には 1 から 6 までの記載しきれなかった項目名を記載し、「B」欄から「D」欄には、「A」欄に記載した項目の区分に応じて記載

【例 1】

※ 追記する事項

A 3 計算し、整理した主な事項(1)

B 区分

C 事項

D 備考

【例 2】

※ 追記する事項

A 3 計算し、整理した主な事項(2)

B (1)のうち顕著な増減事項

C 増減理由

D -

2 添付書面の様式【資産税用】（1 / 2）

税 申告書（ 年分・ 年 月 日相続開始分）に係る
 申告書の作成に関する計算事項等記載書面（資）**3302(1)(資)**

年 月 日 届

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	
	事務所の所在地	電話（ ） -
書面作成に 係る税理士	氏 名	
	事務所の所在地	電話（ ） -
	所属税理士会等	税理士会 支部 登録番号 第 号
業務代理権限証書の届出		
依頼者	氏名又は名称	
	住所又は事務所の 所在地	電話（ ）
相続税の場合	被相続人の氏名	
	被相続人の住所	
私（当法人）が「申告書の作成に關し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の 1からなるまでに掲げる事項であります。		
1 提示を受けた書類等に関する事項		
書類等（申告書の作成に關し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称	左記の書類等以外の書類等	
「帳簿書類等」から「書類等」に変更		
2 「自ら作成記入した書類等」に関する事項		
書類等の名称	作成記入の基礎となった書類等	
※申請 処理様	部門	業種
意見聴取連絡事項 年 月 日 税理士名		事前通知等事項 通知年月日 予定年月日

(1 / 1)

※整理番号

3 計算し、整理した主な事項

区 分	内 容
(1)	<div style="border: 1px dashed red; padding: 2px;"> ①のうち「個別的・特徴的な事項」 </div>
(2)	<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> 「顕著な増減事項」から「個別的・特徴的な事項」に変更 </div>

(2 / 4)

令和6年4月1日以降の
提出分から、**新たに資産税用の
様式を制定**

2 添付書面の様式【資産税用】（2 / 2）

※整理番号	
4 目録に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
5 総合所見	
6 その他	

{ 3 / 4 }

所得税・法人税等の様式と同一

※整理番号			
*追加記載する事項			
A	C		D
B	C		D
*追加記載する事項			
A	C		D
B	C		D

{ 4 / 4 }

3 添付書面の具体的な作成基準

申告書の作成（審査）等に当たり、計算し、整理し又は相談に応じた事項や、審査した事項について、どのような帳簿や書類等を基に、どのように計算、整理等を行ったかを**具体的に記載**する。

- ・ 計算し、整理した主な事項について、どのような書類や帳簿に基づき、どのように確認したのか
- ・ 審査した主な事項について、どのような書類や帳簿に基づき、どのように確認（審査）したのか
- ・ 前年（度）と比較して顕著な増減が見受けられる事項について、どのような理由から増減したのか
- ・ 会計処理方法に変更等があった事項について、どのような理由からどのように変更したのか
- ・ 相談に応じた事項について、どのような相談があり、それに対してどのような指導又は確認をしたのか
- ・ 審査した事項について、その結果に至るまでに、どのような確認作業等を行ったのか

などを中心に、具体的かつ正確に記載する。

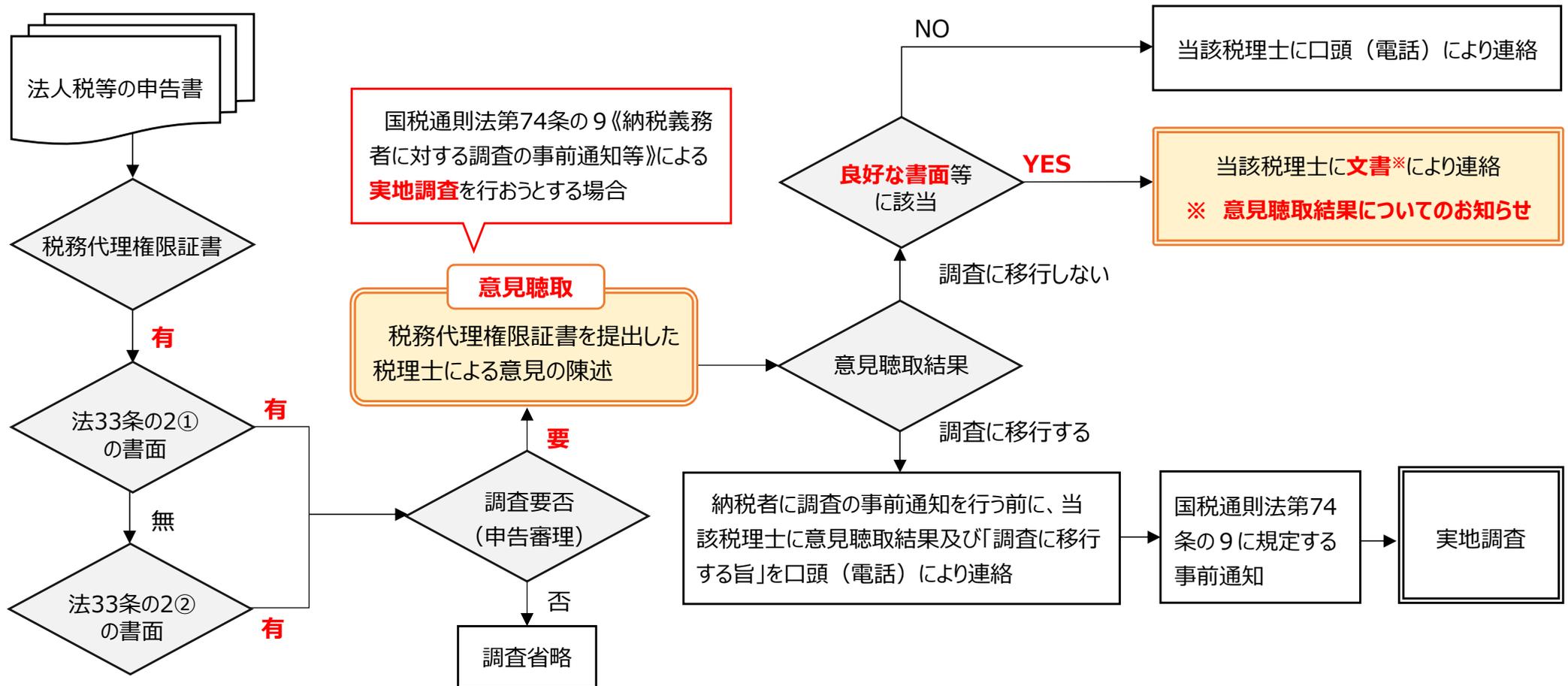
（日本税理士会連合会 添付書面作成基準（指針）から抜粋）

○ 添付書面作成に当たっての留意事項

- 1 書面添付はあくまでも税理士の権利に基づくものであり、税務の専門家として納税者との委嘱契約に基づき、信頼関係を基本として行うものである。
- 2 **税理士の関与の程度と確認事項を開示**し、申告書の適正性を表明するものであるが、申告書の内容を全面的に保証するものではない。
- 3 法令を遵守し納税義務の適正な実現を図るために行った**業務の結果は申告書に反映**されるが、**添付書面は、その内容を更に詳細に開示**するものである。
- 4 書面の1欄から5欄は、計算し、整理し、相談に応じた事項を明らかにするものであり、これらの欄に全く記載がないものは、税理士法33条の2に規定する書面に該当しない。

4 書面添付制度の流れ

税務官公署の当該職員は、第33条の2第1項又は第2項に規定する書面（以下この項及び次項において「添付書面」という。）が添付されている申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に関し第30条の規定による書面を提出している税理士があるときは、**当該通知をする前に**、当該税理士に対し、**当該添付書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない。**



5 意見聴取結果についてのお知らせ

意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合には、国税当局から税理士等に対して、「現時点においては調査に移行しない」旨を記載した文書（意見聴取結果についてのお知らせ）を、原則として書面により通知する。

ただし、調査の必要がないと認められた場合であっても、**次に掲げるケースに該当する場合には、文書による通知をしない理由等を含め、口頭（電話）により連絡する。**

意見聴取結果についてのお知らせを送付しないケース

① 意見聴取を行ったことに基因して**自主的に修正申告が提出された場合**又は**今後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項がある場合**

② 「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」の第2面「3 計算し、整理した主な事項」欄及び第3面「5 総合所見」欄又は「申告書に関する審査事項等記載書面」の第2面「3 審査した主な事項」欄及び第3面「4 審査結果」欄に**記載がない場合**

③ ②に掲げる各欄の記載はあるが、**明らかに記載に不備がある**又は**内容が具体性に欠ける**など、②に準ずると認められる場合

意見聴取結果についてのお知らせ

〒 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号

〒 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号

氏名 _____

電話番号 _____

担当 _____

12

6 よくある質問

Q1 意見聴取の際に税務署の職員が行う質問は、国税通則法に定められている質問検査権の行使に当たりますか。

添付書面に記載された事項に関する質疑は、質問検査権の行使には当たりません。

解説

質問検査権は、税務署等の職員が、各税に関する**調査について必要があるときに行使できる**ものとされています（通則法74条の2）。

なお、国税庁事務運営指針では、調査通知前の意見聴取において税務署等の職員が行う質疑等について、

- ① **調査を行うかどうかを判断する前に行うもの**であること
- ② 通則法法令解釈通達1-1（「調査」の意義）でいう**「特定の納税者の課税標準又は税額等を認定する目的で行う行為（すなわち「調査）」に至らないもの**であること

が明確化されており、これらを踏まえると、調査通知前の意見聴取の際に税務署等の職員が行う添付書面に記載された事項に関する質疑は、**通則法に規定された質問検査権の行使には当たらないもの**と考えられます。

6 よくある質問

Q2 意見聴取の際に非違事項が指摘されることはあるのですか。また、その指摘を受けて修正申告書を提出した場合には、加算税が賦課されることになるのですか。

意見聴取における質疑等のみを基因して修正申告書が提出されたとしても、当該修正申告書の提出が、調査通知前にされた場合には、加算税が賦課されることはありません。

解説

平成25年1月の改正国税通則法の施行に伴い、**意見聴取における質疑等のみを基因して修正申告書が提出されたとしても、通則法65条5項でいう「調査があったことにより」という要件を満たさないことから、当該修正申告書の提出は**更正があるべきことを予知してされたものには当たらない**と整理されました。**

なお、平成28年の改正により、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知する前にされた修正申告等に対しても、調査通知以後に修正申告書を提出した場合には加算税が賦課されることとされましたので、**加算税が賦課されない場合は、意見聴取から調査通知までの間に修正申告書を提出したときに限られます。**

6 よくある質問

Q3 申告書を提出する際に添付書面を添付し忘れた場合、後から同書面のみ提出することはできますか。

添付書面は、その添付する申告書の法定申告期限内に限り、単独で提出することができます。

解説

税理士法第33条の2において、「税理士又は税理士法人は、……財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる」と規定されており、計算事項等記載書面等とは、申告書に添付して提出することができるものであり、**単独で提出することを予定しているものではありません。**

しかしながら、**申告書は、国税通則法第2条第7号に掲げる法定申告期限内であれば、その再提出が可能**と取り扱っています。つまり、**再提出の際に計算事項等記載書面等を添付して提出することも可能**と考えられます。このことを踏まえると、計算事項等記載書面等は、その添付する**申告書の法定申告期限内に限って、単独で提出することが可能**と考えられます。

※ 令和6年3月以前は、法第33条の2の書面のみを単独で提出することはできないと取り扱っていましたが、令和6年4月以降は、上記の考え方に基づき、その取扱いを変更しております。

6 よくある質問

Q4 添付書面に、計算や整理等をした事項に関する書類を参考資料として添付して提出することはできますか。

添付書面に計算や整理等をした事項に関する書類を参考資料として添付して提出することはできます。

解説

書面添付制度は、税理士が税務の専門家として計算事項等記載書面等を作成し、国税当局が当該書面等を尊重することにより、税務執行の一層の円滑化等を図るという趣旨のものです。

計算事項等記載書面等の記載内容を補足する資料の提出により、申告書に関する情報の充実が図られることから、計算事項等記載書面等に参考資料を添付して提出することも可能です。

※ 令和6年3月以前は、法第33条の2の書面に他の参考資料を添付することはできないとして取り扱っていましたが、令和6年4月以降は、上記の考え方にに基づき、その取扱いを変更しております。

6 よくある質問

Q5 「法第30条の書面の税理士」と「法第33条の2の書面の税理士」とが異なる場合は、どちらの税理士に対して事前通知（調査通知）前の意見聴取が行われることになるのですか。

現在、法第30条の書面を提出している税理士に対して事前通知（調査通知）前の意見聴取が行われることとなります。

解説

法第35条第1項において、「……当該租税に関し第30条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該通知をする前に、当該税理士に対し、当該添付書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない」と規定されており、事前通知（調査通知）前の意見聴取の対象となる税理士は、「当該税理士」つまり、現在、法第30条の規定による書面（税務代理権限証書）を提出している税理士ということになります。

○ 例

事業年度	税務代理権限証書	添付書面
令和3年3月～令和4年2月	A税理士	有（A税理士作成）
令和4年3月～令和5年2月	A税理士	有（A税理士作成）
令和5年3月～令和6年2月	B税理士	無

左表の事業年度の期間において、税務調査を実施する場合、令和6年2月期において税務代理権限証書を提出している**B税理士**に対して、令和4年2月期及び令和5年2月期に関しても意見聴取を行います。

以降、「添付書面の記載及び有用事例について」抜粋

申告所得税・法人税に係る有用事例

V-2 その他記載例（申告所得税）

3（1） 計算し、整理した主な事項

区分	記載例	留意事項
<p>売上関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 期中の売上計上については、請求書（控）及び領収書（控）（預金通帳を含む。以下同じ。）と元帳の照合を行うとともに、期末に関しては、請求書（控）に基づき、売掛金の計上が正しいことを確認した。 ○ 領収書（控）に基づき、入金内容と請求書（控）を検討し、売上げの計上漏れがないことを確認した。 ○ 現金売上げについては、日々の日計表と現金出納帳の照合を行うとともに、レジロールについても照合を行い、計上漏れがないことを確認した。 なお、現金は日々レジロールと実際現金有高及び現金金種表により管理している。 自家消費は台帳が整備されており、毎月一括して計上されていることを確認した。 ○ 工事請負契約書及び請求書（控）に基づき、工事収入の計上漏れがないことを確認するとともに、計上時期に誤りがないことを確認した。また、期末売掛金については、請求書（控）及び納品書（控）と領収書（控）とを照合し、計上漏れがないことを確認した。 	<p>売上計上について、期中の経理方法を記載していただくほか、どのような書類に基づき、どのように確認しているかを詳細に記載していただくとうりなものとなります。</p> <p>また、小売業やサービス業を営む者等の現金売上げについては、日々の売上げの確認内容を具体的に記載していただくとうりなものとなります。</p>
<p>売上原価関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 請求書及び納品書に基づき、仕入計上が正しいことを確認したほか、現金取引分については、領収書との照合も行い、計上漏れがないことを確認した。 ○ 期末棚卸商品については、実地棚卸表に基づき最終仕入原価法にて適正に評価されていることを確認した。 ○ 工事台帳及び請求書（控）により売上計上時期を確認した上で、未成工事支出金が適正に処理されていることを確認した。 	<p>現金仕入れなど計上漏れになりやすい項目について、どのような書類に基づき、どのように確認していただいているかを記載していただくとうりなものとなります。</p> <p>また、期末棚卸高との関係についても記載していただくとうりなものとなります。</p>

V-2 その他記載例（申告所得税）

3（1） 計算し、整理した主な事項

区分	記載例	留意事項
必要経費 関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 請求書、領収書及びクレジットカードの利用明細書に基づき、全ての経費科目について支出内容を検討し、家事費が混入していないことを確認した。 ○ 福利厚生費、接待交際費及び雑費については、事業用と家事用が明確に区分され、請求書及び領収書に基づき正しく計上されていることを確認した。 ○ 水道光熱費、通信費、減価償却費及び固定資産税の各科目に係る家事関連費については、利用割合に基づき、事業用部分と家事用部分を明確に区分した上で、必要経費算入額が計算されていることを確認した。 	<p>家事費が含まれていないかなどについて、どのような書類に基づき、どのように確認していただいているかを記載していただくとうりなものとあります。</p> <p>家事関連費については、事業用部分をどのようにあん分しているか記載していただくとうりなものとあります。</p>
支払保険料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期総合保険については、保険証券に基づき払込方法を確認したところ、支払保険料に積立部分があるため、積立部分の保険料を資産計上し、積立以外の部分を必要経費に算入した。 	<p>満期返戻金があるような保険については、積立部分がないかなど、どのような書類に基づき、どのように確認していただいているかを記載していただくとうりなものとあります。</p>
修繕費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 修繕費の中に資本的支出に該当するものがないことを請求書に基づき検討し、全額を修繕費として計上した。 	<p>資本的支出に該当するものがないかなど、どのような書類に基づき、どのように確認していただいているかを記載していただくとうりなものとあります。</p>
給与	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給料賃金については、履歴書やタイムカードに基づき、給与の計上額が正しいことを確認したほか、源泉徴収簿に基づき源泉徴収税額が正しく計算されていることを確認した。 	<p>どのような書類に基づき、どのように確認していただいているかを記載していただくとうりなものとあります。</p>
専従者給与	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専従者給与については、タイムカードに基づき、専従者の従事状況を確認した上で、届出内容（額）に基づき、専従者名義の預金通帳へ毎月末に支払われていることを確認した。 	<p>どのような書類に基づき、どのように確認していただいているかを記載していただくとうりなものとあります。</p>

V-2 その他記載例（申告所得税）

3（2）（1）のうち顕著な増減事項

区分	記載例	留意事項
売上関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主要取引先である●●(株)からの受注が増加し、売上高が●●万円（●%増）増加した。 ○ 売上高は●●万円増加しているが、令和●年●月に▲▲テレビの情報番組で取り上げられたことが要因の一つと考えられる。 ○ 全体の売上げは●%減少した。その原因は、近隣に大手チェーン店が出店したことが考えられる。大手チェーン店に対抗するため、値引きとアフターサービスに努めたため、利益率が●%低下した。 	<p>売上高の増加（減少）について、その要因を具体的に記載していただくとうりなものとあります。 事業内容及び収入金額について具体的に記載していただくとうりなものとあります。</p>
売上原価係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主要取引先の受注が増加（減少）したことにより、仕入高が●●万円増加（減少）した。 ○ 販売商品は、前年まで自ら製造していたが、在庫が不足するようになったため、本年は全て同業者からの仕入れに変更した。そのため商品1個当たりの原価が●●円増加した。 ○ ●●(株)の工事について、前年は工事材料を当方で発注し負担していたが、本年から●●(株)に発注し負担することになったため、仕入高が●●万円減少した。 	<p>売上額の増加に比べて仕入額が増加しているなど、売上原価の顕著な増減について検討・確認した事項を具体的に記載していただくとうりなものとあります。</p>
一般管理費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和●年●月からネット販売を開始したため、H Pのメンテナンス費用や商品の発送費が増加したことにより、外注費が●●円増加、消耗品費が●●円増加、通信費が●●円増加した。 	<p>例年より多額な経費が発生した場合など、経費関係の顕著な増減について、その要因を具体的に記載していただくとうりなものとあります。</p>
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商品の売上減少に伴い、新聞に広告を定期的に折り込んだため、広告宣伝費が●●円増加した。しかし、販売促進の効果が見込まれないため、●月以降は取り止めた。 	<p>例年より多額な経費が発生した場合など、経費関係の顕著な増減について、その要因を具体的に記載していただくとうりなものとあります。</p>
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主要取引先である●●(株)からの受注に対応するため、令和●年●月から●月までの外注費が●●円（●%増）増加した。 また、令和●年●月以降、従業員を新たに雇用したため、給与賃金が●●円（●%増）増加した。 	<p>例年より多額な人件費が発生した場合など、給料賃金や外注費関係の顕著な増減について、その要因を具体的に記載していただくとうりなものとあります。</p>
減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機械設備を●●円で購入したため、減価償却費が大幅に増加した。 なお、取得原資はA銀行からの本人名義の借入金である。 	<p>経費の顕著な増減について、その要因を具体的に記載していただくとうりなものと、資産の取得原資についても併せて記載していただくとうりなものとあります。</p>

※ 顕著な増減事項については、記載に苦慮することと思いますが、調査担当者が一番知りたい事項でもあるため、より具体的に記載していただくとうりなものとあります。

V-2 その他記載例（申告所得税）

4 相談に応じた事項

区分	記載例	留意事項
売上及び売上原価関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 売り上げた商品に対する材料費が売上金額と相殺された場合、収入に計上する金額はいくらになるか相談を受けたため、相殺する前の金額を収入に計上し、材料費を仕入れに計上するよう指導し、適正に処理した。 ○ 年末の時点で、商品の引渡しが進んでいるものの、代金を受け取っていない場合はいつ収入に計上するのか相談を受けたため、相手方に商品を引き渡した時点で収入に計上するよう指導し、適正に処理した。 ○ マンションの賃貸に当たり入居時の一時金の取扱いについて相談を受けたため、礼金・権利金・更新料は契約の効力発生日に収入に計上し、敷金・保証金は契約に基づき返還を要しなくなった時点で収入に計上するよう指導し、適正に処理した。 	<p>売上及び売上原価に係る相談に応じたものについて、相談された内容及びそれに対する助言内容などを具体的に記載していただくとういことが有用なものとなります。</p>
棚卸資産	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在庫の商品について、使用期限が経過したものを廃棄処分するに当たっての経理処理の相談を受けたため、品番及び単価明細を作成するとともに、廃棄を委託した業者から廃棄証明をもらい、廃棄した事実を明らかにするよう指導した。 	<p>棚卸資産の廃棄に係る相談に応じたものについて、相談された内容及びそれに対する助言内容などを具体的に記載していただくとういことが有用なものとなります。</p>
青色専従者給与	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業主の長男（扶養対象）が店を手伝うこととなったので、専従者給与を支払うこととしたいとの相談があり、支給額について他の従業員と比較して労務の対価として妥当なものとなっているか、従事期間、労務の性質及びその提供の程度など、従事内容から検討した結果、月額〇万円程度が適正であると助言し、適正に処理されていることを確認した。 また、「青色専従者給与に関する届出書」を作成し、提出した。 	<p>専従者給与の額が適正であるかなど相談された内容及びそれに対する助言内容などを具体的に記載していただくとういことが有用なものとなります。また、作成した書類についても記載していただくとういことが有用なものとなります。</p>
減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> ○ ●月に店舗改装を行ったため、減価償却費の計算方法等についての相談を受けたほか、改装費用の処理について資本的支出に該当するかの相談を受けた。 工事請求書を基に検討し、資本的支出に相当する部分については、減価償却資産として処理した。 また、改装費用の資金については、B公庫から改装費用●●円と休業中の運転資金●●円、合計●●円の融資を受けた。 	<p>相談された内容及びそれに対する助言内容などを具体的に記載していただくとういことが有用なものとなります。また、融資を受けた金融機関名及び融資額等の状況について、記載していただくとういことが有用なものとなります。</p>

※ 金額の適正性・妥当とした判断基準及びその後の処理で年末について、具体的に記載していただくとういことが有用なものとなります。

V-2 その他記載例（申告所得税）

5 総合所見

区分	記載例	留意事項
税理士の 関与状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として毎月訪問しており、取引内容については、請求書及び領収書を基にチェックし、仕訳の誤りがあればその都度指導し、修正している。 なお、決算に当たっては、再度全ての損益科目と資産、負債科目について内容を検討した。 	<p>関与の状況については、監査の実施時期及びその方法等を具体的に記載していただくとうりなものとあります。</p>
経理状況・ 帳簿書類の 保存状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経理担当者である妻はベテランであり、税務知識も豊富である。 記帳状況、現金管理及び証ひょう書類の保管・整理状況は良好であり、問題点等は早期に解決し、決算処理もスムーズに行うことができる。 ○ 提示を受けた帳簿書類の範囲において、記帳は事実に基づいて行われ、申告書も法令の規定に則して作成していると認められる。 	<p>経理状況は、経理担当者の税務に対する認識等を、帳簿書類の保存状況は、書類の保管・整理状況を具体的に記載していただくとうりなものとあります。</p>
内部けんせいの 状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専従者である妻が、日々、実際の現金残高と帳簿上の残高を照合し、差額の原因を確認するなど、記帳状況、現金管理、証ひょう書類の保存状況も良好である。 ○ 接待交際費は、領収書に使用目的や相手先を記載し、専ら事業の遂行上直接必要であることを明確にした上で適正に計上している。 	<p>内部けんせいの状況や家事費との区分方法について、具体的に記載していただくとうりなものとあります。</p>
納税者の税 務に対する 姿勢・認識	<ul style="list-style-type: none"> ○ 納税者は、決算及び申告書の作成に関し、税理士の求めに応じて全ての資料を提出しており、税務に対する認識は良好である。 ○ 納税者は、以前、税務調査を受けた際、売上げの計上漏れを指摘されたことを反省しており、実際の現金残高と帳簿上の残高を日々業務終了後にチェックするなど計上誤りを自主的に確認しており、申告書の作成及び納税は適正に行われている。 また、間違いがあった場合には、自主的に修正申告を行っている。 	<p>納税者の協力度や申告及び納税に対する姿勢・認識について、具体的に記載していただくとうりなものとあります。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業内容は、古くからの商店街において、和菓子の製造販売を行っている。 また、店舗販売のほか、通信販売も行っている。 ○ 営業時間：10：00～19：00 定休日：毎週水曜日 客層：主に高齢者 ○ 近隣に大型ショッピングセンターがオープンしたため、売上げが大幅に減少したものの、高齢者向けに商品を自宅まで配送するサービスを始めるなど、顧客の獲得に向けて努力している。 	<p>事業内容等詳細について具体的に記載していただくとうりなものとあります。</p>

V-3 その他記載例（法人税）

3 (1) 計算し、整理した主な事項

区分	記載例	留意事項
売上関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 売上げについては、期中現金主義で経理しているため、期中の売上計上については、毎月の業務処理（巡回指導）時に売上げに関する領収書及び請求書などの証拠書類から確認しているほか、決算時の期末売上については、決算期末の納品書を確認し、当事業年度の売上金額が正しいことを確認している。 ○ 支店ごとに売上日計表を作成しているため、この日計表を基に売上金額を支店ごとに集計し毎日計上している。その日の売上金は支店ごとの普通預金通帳へその都度入金している。 日々の現金過不足についても同様に処理している。 ●●用のクーポン券については、販売時に売上に計上している。 カード売上についても、日計表に記載し、売掛金としてその日の合計に集計処理している。 	<p>売上計上について、期中の経理方法を記載していただくほか、期末の売上げをどのような書類に基づき、どのように確認していただいているかを記載していただくとうりなものとあります。</p>
売上原価関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仕入れについては、期中発生主義で経理していることから、毎月の業務処理（巡回指導）時に仕入れの内容について請求書及び納品書などの証拠書類から確認しているほか、決算時の期末仕入について、納品書から納品日を確認した上で検討している。また、期末に仕入れた商品等については、売上計上の有無を確認し、売上計上されていない商品等については、実地棚卸表に記載され、かつ期末棚卸高や未成工事支出金（以下「期末在庫」という。）として正しく計上されていることも併せて確認している。 ○ 売上の減少に併せて、主要仕入先（親会社）の単価の見直しにより、仕入が増加し、利益率が低下した。 	<p>売上関係と同様に、売上原価についても、経理方法や期末売上原価関係について、どのような書類に基づき、どのように確認していただいているかを記載していただくとうりなものとあります。 また、期末在庫などの関係についても記載していただくと、より有用なものとなります。</p>
期末在庫関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 期末在庫については、最終仕入原価法で評価しており、決算期末である令和●年●月●日に従業員全員で本社及び倉庫内の商品について実地棚卸を実施し、棚卸の原票が実地棚卸表に正しく取りまとめられていることを確認している。 ○ 評価換えをしている商品がある場合 期末在庫の●●については、●●●●であり、取得価額の○○%と評価換えしているが、評価換えしている商品の現物及びその後の売買状況から減額した金額が妥当であることを確認している。 ○ 預け在庫がある場合 営業倉庫や仕入先等の社外に保管されている預け在庫については、保管証明書を会社に入手させ内容を検討し棚卸明細表と照合し確認した。 	<p>期末在庫については、評価方法、実地棚卸の日時及び期末在庫の計上額について、どのような書類に基づき、どのように確認していただいているかを記載していただくとうりなものとあります。 特に、評価換えを行っている場合の具体的な評価方法、預け在庫の有無（預け在庫がある場合には、どのような書類で預け在庫の金額を確認したか）について、記載していただくと、より有用なものとなります。</p>

V-3 その他記載例（法人税）

3 (1) 計算し、整理した主な事項

区分	記載例	留意事項
経費関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 販売費及び一般管理費については、毎月の業務処理（巡回指導）時に請求書、領収書及びカードの利用明細書に基づき、支出内容を確認しており、交際費該当の有無についても確認している。 ○ 未払賞与については、決算時に支給を受けるすべての使用人への通知事績を確認するとともに、事業年度終了後の1ヶ月以内である令和●年●月●日に通知した全ての使用人に支給されていることを給与台帳、振込通知書で確認した。 	<p>経費については、他科目交際費の有無、消耗品費や修繕費に資産計上すべきものが含まれていないか又は資本的支出に該当するものがないか、代表者等が個人的に負担すべきものが含まれていないかなどについて、どのような書類に基づき、どのように確認していただいているかを記載していただくとうりなものとあります。</p>
貸倒損失 (雑損失)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸倒損失として計上した●●円については、令和●年●月●●日にX X X X株式会社に対して債権放棄を行った事実を内容証明郵便により確認した。 	<p>損失については、当期計上分について、具体的に検討した事項を記載していただくとうりなものとあります。</p>
固定資産 関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①消耗品費・修繕費について、資産計上すべきものが含まれていないか請求書、工事契約書等から確認した。②除却・売却資産の有無を確認した。③償却費計上は、●●システムを利用して計算し、固定資産台帳と帳簿上の各資産種別ごとの取得価額・減価償却累計額が一致しているか確認した。④リース契約内容を確認した。 ○ 特別償却を受けたX X製造設備について、工場の作業日報等から決算期内である令和○年○月○日に事業の用に供されていることを確認した。 	<p>消耗品費や修繕費中に資産に計上すべきものがないかなど具体的に検討・確認した事項を記載していただくとうりなものとあります。 また、特別償却の対象となった資産や決算期末に取得した資産について、決算期内に事業の用に供している事実を記載していただくとうりなものとあります。</p>

V-3 その他記載例（法人税）

3 (2) (1) のうち顕著な増減事項

区分	記載例	留意事項
売上関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社の主要商品であるソーラーパネルについては、企業の設備投資の促進に伴い、得意先 X X 社への売上高が○%増加した。また、令和●年●月に行った売上単価の値上げにより粗利益率も○%向上した。 	<p>売上高の増加又は減少（粗利益率等の増加又は減少）について、その要因を具体的に検討・確認した事項を記載していただくと有用なものとなります。</p>
売上原価関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自社商品の在庫が不足したことから、同規格の商品を同業の X X 社から仕入れて販売することとしたため、材料仕入高が増加した。 ○ 受注金額は伸びたが、利益率の高い公共工事が前年比で平均●%程度減少したため、完成工事原価率は上昇した。完成工事高は増加したが、民間工事の回収が全額手形のため資金繰りが悪化した。このため、代表取締役から借入をして対処したことから、役員借入金が増加した。なお、その原資は、代表取締役が契約する生命保険会社からの借入によるものである。 	<p>売上原価の顕著な増減について、具体的に検討・確認した事項を記載していただくと有用なものとなります。</p>
期末在庫関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 決算月において、同業の X X 社が新製品の発売をしたため、当社製品●●の販売が落ち込んだことから、期末在庫が一時的に増加した。決算終了後においては、過剰在庫とならないよう生産計画等を見直すよう検討している。 	<p>期末在庫の顕著な増減については、その要因を具体的に検討・確認した事項を記載していただくと有用なものとなります。</p>

V-3 その他記載例（法人税）

3 (2) (1) のうち顕著な増減事項

区分	記載例	留意事項
経費関係	<p>○ 広告宣伝費の増加理由について、経費請求書及び経費使用稟議書から内容を確認したところ、令和●年●月から広告代理店X Xを通じてT V C Mを行ったことから広告宣伝費が●●万円増加したことが確認された。</p> <p>なお、当C Mについては、販売促進の効果が認められなかったため、令和●年●月で打ち切っている。</p>	<p>経費関係の顕著な増減については、その要因を具体的に検討・確認した事項を記載していただくとうりなものとあります。</p> <p>特に、経費が通常の前より多額に増加した理由について記載していただくとうりなものとあります。</p>
貸倒損失 (雑損失) 関係	<p>○ 取引先名 ●▲■ 破産手続終結 令和●年●月 貸付金●●●●円から最終配当金●●●●円を差し引いた●●●●円を貸倒損失として計上した。</p>	<p>損失関係の顕著な増減（特に多額な損失発生）については、その要因を具体的に検討・確認した事項を記載していただくとうりなものとあります。</p>
固定資産 関係	<p>○ 販売用のソフトウェアを取得価額●●円で購入したことから、減価償却費が▲▲円増加した。</p>	<p>固定資産関係の顕著な増減については、その要因を具体的に検討・確認した事項を記載していただくとうりなものとあります。</p>

○ 欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出する場合

区分	記載例	留意事項
欠損金の 繰戻し 請求 関係	<p>○ 売上については、有名スーパーの進出や酒の販売自由化による集客力の低下により売上高が約●千万円減少した。また、店舗の拡張に伴い、従業員●名を新規採用したため、給与が●●万円増加した。更に、I C T化を推進するため、パソコンの増設を行ったことから消耗品費が●●万円増加した。以上の理由から当期において、欠損申告となったため、欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出するに至った。</p>	<p>前期に納税した法人税の還付を受けるため、欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出する場合、その還付の原因となる当期の欠損内容について、確認・検討していただいた事項を具体的に記載していただくとうりなものとあります。</p> <p>特に、欠損内容については、その原因を確認するため、その要因について、具体的に記載していただくとうりなものとあります。</p>

V-3 その他記載例（法人税）

4 相談に応じた事項

区分	記載例	留意事項
売上及び 売上原価 関係	○ 従業員の家屋の新築工事を請け負ったが、売上請求額が妥当であるか（経済的利益の供与に当たらないかどうか）相談を受けた。当社は、内装関係の請負が専門であり新築工事は専門外であることから他の建設業者の新築工事の利益率を基に検証し、請求額は妥当であると助言した。	売上及び売上原価に係る相談に応じたものについて、相談された 内容及びそれに対する助言内容などを具体的に 記載していただくとう有用なものとなります。
期末在庫 関係	○ 期末在庫に含まれている滞留品●●の評価方法について相談を受けた。滞留品●●については、仕入れてからの経過年数に応じて、一定の基準を設けて損金経理により帳簿価額の減額を行うことが可能であると助言した。	在庫の計上等に係る相談に応じたものについて、相談された 内容及びそれに対する助言内容などを具体的に 記載していただくとう有用なものとなります。
経費関係	○ 役員報酬の増額について相談を受けた。役員報酬の総額及び各役員の支給限度額の範囲内において取締役会の承認を受け、事業内容に照らし相当であれば、損金算入できる旨回答し、適正に処理されていることを確認した。	経費に係る相談に応じたものについて、相談された 内容及びそれに対する助言内容などを具体的に 記載していただくとう有用なものとなります。
貸倒損失 (雑損失) 関係	○ 貸倒損失の計上の可否について相談を受けた。 これに対し、貸倒損失の計上には公正妥当な会計処理の基準があることを説明した結果、時期尚早と認められたことから、当期損失の計上は行っていない。	貸倒損失、雑損失について、相談された 内容及びそれに対する助言内容などを具体的に 記載していただくとう有用なものとなります。
固定資産 関係	○ 中古マンションの購入について、取得に係る費用等の税務上の処理について相談を受けたため、費用の内容に応じて、資産計上すべきものと経費処理すべきものがあることを指導し、適正に処理されていることを確認した。	固定資産に係る相談に応じたものについて、相談された 内容及びそれに対する助言内容などを具体的に 記載していただくとう有用なものとなります。
その他	○ 新たな事業を起すため、資金確保、銀行借入について相談を受けた。検討の結果、X銀行Y支店より●●万円を借り入れた。また、消費税の確定、中間分が一部未納となっており、納付方法について相談を受けた。銀行借入の一部で決算後速やかに納付するよう指導した。	左記のほか、相談に応じた事項について、調査省略の参考となるものを記載していただくとう有用なものとなります。

※ 金額の適正性・妥当とした判断基準及びその後の処理でん末について、具体的に記載していただくとう有用なものとなります。

V-3 その他記載例（法人税）

5 総合所見

区分	記載例	留意事項
納税者の税務に対する姿勢・認識	○ 決算書及び申告書の作成に関する税理士の指導・助言に対し会社は誠実に応じている。また、経理担当者の税務に対する意識は高く、適宜、従業員に対して研修も行っている。	納税者の税務に対する姿勢・認識について、具体的に記載していただくとうるなものとなります。
経理状況・帳簿書類の保存状況	○ 申告書及び添付書類の作成にあたっては、●●税理士会作成の業務チェックリストを用いた項目全般にわたって確認しており、特に契約書、注文書、見積書等の証拠書類が整然と保存されていると認められ、このような状況から申告内容の総合的な評価を行った結果、適正な申告内容と認められる。	法人の経理状況・帳簿書類の保存状況について、具体的に記載していただくとうるなものとなります。
内部けんせいの状況	○ 毎年、親会社の監査を受けるなど、内部けんせいが行き届いている。経費の使用に当たっては、経理部長による厳重なチェックが行われている。代表者は、誠実に経理に当たっており、税務に対する理解も十分に認められる。	法人の内部けんせいの状況について、具体的に記載していただくとうるなものとなります。
税理士の関与状況	○ 取引内容については、毎月、会社に臨場して請求書・領収証等の証ひょう類とのチェックを行い、仕訳の誤りがあればその都度指導し修正している。また、決算に当たっては、改めて全ての損益科目と資産・負債科目について内容を検討した。	税理士の関与状況について、具体的に記載していただくとうるなものとなります。
法人経営状況	○ 代表取締役●●は、事業熱心、税務に対する理解・認識が高い。経理については、経理部長▲▲（代表取締役の妻）が担当し、自社電算機により売掛金・買掛金管理表、在庫一覧表を作成している。(株)□□は、当社販路拡大のために設立された青果物の小売業を営む関係会社である。得意先量販店に新規出店が無く、取引先の既存店舗売上高も減少したため、売上高が●●千円（●%）減少した。しかし、販管費（●●千円）を削減し、営業損益では対前年比●●千円の増益となった。経常利益についても雑収入が●●千円増加、支払利息●●千円削減により、○○○千円を計上することができた。	法人の経営状況等について、具体的に記載していただくとうるなものとなります。
その他	○ 以前、税務調査を受け、一部売上計上漏れを指摘されたことに対しては、謙虚に反省しており、以後収入の計上時期についてはタイムラグが発生しないよう、現金や帳簿管理に細心の注意を払っている。なお、帳簿は適切に管理されている。当方からの指導に対しても誠実に対応しており、納税に対しても前向きである。	左記のほか、調査省略の参考となる事項について、具体的に記載していただくとうるなものとなります。

V 税目別の有用事例

消費税に係る有用事例

V-1 具体的でない記載と具体的な記載例

具体的でない記載例

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	輸出売上	全て輸出取引であることを確認した。	

輸出取引について、確認内容や確認方法の記載がない。

- ・ 勘定科目ごとの具体的な業務内容（どのような書類や帳簿に基づき、どのように確認したか）
- ・ 計算・整理の際に留意した事項

具体的な記載例

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	国内での売上 （課税売上） 輸出に係る売上 （輸出免税）	売上は、得意先台帳及び請求書をもとに、国内での売上（課税売上）及び輸出に係る売上（輸出免税）の区分を取引ごとに確認した。 なお、輸出に係る売上については、輸出許可証（インボイス）により、個々の取引事実の内容確認を行った。	得意先台帳 請求書 預金通帳 輸出許可証（インボイス）

課税売上及び輸出免税の区分の確認方法などについて、詳しく記載されている。

V-1 具体的でない記載と具体的な記載例

具体的でない記載例

5 総合所見

当期は高額な資産購入があり、還付申告となったが、申告内容は妥当であると認められる。

消費税の還付申告について、「申告内容が妥当である」と記載されているが、確認内容や確認方法の記載がない

- ①納税者の税務に関する姿勢・認識、②法人・個人の経理状況、帳簿書類の保存状況、③内部けんせいの状況、④関与具合、⑤業況などを具体的に記載

具体的な記載例

5 総合所見

毎月の監査時にチェックし、日々の取引については、整然かつ明瞭に会計処理されており、原始記録の保存状態も良好である。また、契約書、請求書等の証拠書類についても、整然と保管されている。会計組織は適切に確立され内部けんせいは機能していると認められる。

当期は、高額な資産購入（約1億円の金属加工のプレス機の購入）があったことから、還付申告となったが、資産購入に係る見積書、注文書、契約書等の書類も適切に保存されており、当該資産の稼働状況についても確認している。

法人から提示を受けた証憑及び上記の状況を勘案すると、この申告は妥当であると認められる。

総合所見において、消費税の還付申告となった理由及びその還付理由となった購入資産についての書類や現物（稼働状況）の確認等について、詳しく記載されてる。

V-2 その他記載例（消費税）

3 (1) 計算し、整理した主な事項

○ 多額の還付が発生した場合

区分	記載例	留意事項
固定資産 関 係	○ 建物（建物価額：●●●●万円、所在地：●●市▲▲町1-1、取得日：●年●月●日）の取得に伴い、多額の消費税還付申告となった。また、不動産売買契約書、登記事項証明書、引き渡し書、預金通帳（取引価額の決済確認）等から取引内容を確認しており、適正に処理されていることを確認した。	固定資産（建物等）等の高額な固定資産の取得に伴い、消費税還付を受けている場合、その還付の原因となった取引について、確認・検討していただいた事項を具体的に記載していただくと有用なものとなります。
輸出免税 関 係	○ 注文書、商品明細書、船荷証券、インボイス、輸出申告書、輸出許可通知書、EMS伝票などから、取引内容・決済状況を確認しており、適正に処理されていることを確認した。	輸出免税の適用を受けている場合、その還付の原因となった輸出取引について、確認・検討していただいた事項を具体的に記載していただくと有用なものとなります。

相続税に係る有用事例

V-1 記載に当たっての留意事項

基本事項

申告書の作成に当たり、**税理士が確認し、又は相談を受けた内容等が同一で、書面への記載内容も同一となる場合**においては、その**相続人グループごとに連名で書面を作成することも可能**

- 連名で作成する際は、依頼を受けた相続人代表者1名の氏名・住所を第1面「依頼者」欄に記載し、第3面「6 その他」欄に、依頼を受けた相続人全員の氏名・住所を記載

税務代理権限証書の提出		<input checked="" type="checkbox"/> (相続税) ・ 無
依頼者	氏名又は名称	国税 太郎
	住所又は事務所の所在地	愛知県 ●●市 ●● 電話 (052) 123-4567
相続税の場合	被相続人の氏名	財務 一郎
	被相続人の住所	愛知県 ●●市 ●●

提示を受けた書類等

「1 提示を受けた書類等に関する事項」欄は、「相続税の申告のためのチェックシート」、又は「税理士法第33条の2の添付書面に係るチェックシート」を参照し、相続人等から提示を受けた書類を記載

1 提示を受けた書類等に関する事項	
書類等（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称	左記の書類等以外の書類等
固定資産評価証明書、公図、住宅地図、登記事項証明書、保護預り証、預貯金通帳、保険証書、借入金残高証明書、確定申告書綴、遺産分割協議書、葬式費用の領収書、相続人関係図、戸籍謄本、公租公課の領収書	

V-2 各チェックシート様式

税理士法第33条の2の添付書面に係るチェックシート

税理士法第33条の2の添付書面に係るチェックシート〔相続税〕

このチェックシートは、相続税の申告書に添付する税理士法第33条の2の添付書面に係るチェックシートとして作成し、申告書に添付していただくこととなります。なお、このチェックシートは、相続税の申告書の作成に当たって、税理士法第33条の2の添付書面に係るチェックシートとして作成し、申告書に添付していただくこととなります。

※ 本チェックシートは、令和5年1月以降提出用です。

項 目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確 認 要 素	確認(%)	添付(%)
相 続 人 等	1 法定相続人が複数ある場合は、相続人全員が	● 相続人全員の氏名、住所、相続開始の年月日等	11	11
	2 相続人が未成年者である場合は、未成年者が	◇ 未成年者の法定代理人の氏名、住所、未成年者の年齢等	11	11
相続財産の区分	1 遺産の分割等がある場合は、	◇ 遺産の分割等に関する事項の記載	11	11
	2 遺産がない場合は、	◇ 遺産がない旨の記載	11	11
不 動 産	1 共有不動産がある場合は、	◇ 共有不動産に関する事項の記載	11	11
	2 共有不動産がない場合は、	◇ 共有不動産がない旨の記載	11	11
	3 先取権のある不動産がある場合は、	◇ 先取権に関する事項の記載	11	11
	4 借地権のある不動産がある場合は、	◇ 借地権に関する事項の記載	11	11
	5 他人の土地の上に存する建物（前地権）や他人の土地に存する権利（地役権）がある場合は、	◇ 前地権や地役権に関する事項の記載	11	11
	6 土地の権利関係が不明な場合は、	◇ 不明な旨の記載	11	11
有 形 財 産	1 名義は本人であるが、被相続人が関係するものがある場合は、	◇ 本人と関係するものに関する事項の記載	11	11
	2 本人の名義であるが、被相続人が関係するものがある場合は、	◇ 本人と関係するものに関する事項の記載	11	11
	3 本人の名義であるが、被相続人が関係するものがない場合は、	◇ 本人と関係するものがない旨の記載	11	11
現 金 財 産	1 預貯金や現金等の種類について、相続開始前における入出金履歴を記載している場合は、	◇ 預貯金等の種類、残高、入出金履歴等の記載	11	11
	2 名義（子、孫、孫等）が本人であるが、被相続人が関係するものがある場合は、	◇ 本人と関係するものに関する事項の記載	11	11
	3 名義が本人であるが、被相続人が関係するものがない場合は、	◇ 本人と関係するものがない旨の記載	11	11
別荘・別荘用・別荘用資産	1 別荘・別荘用・別荘用資産がある場合は、	◇ 別荘・別荘用・別荘用資産に関する事項の記載	11	11
	2 別荘・別荘用・別荘用資産がない場合は、	◇ 別荘・別荘用・別荘用資産がない旨の記載	11	11
生 保 険 金	1 生命保険金及び生命保険金受取金の請求権がある場合は、	◇ 生命保険金、生命保険金受取金の請求権に関する事項の記載	11	11
	2 生命保険金（生命保険金受取金）と生命保険金受取金の請求権がある場合は、	◇ 生命保険金、生命保険金受取金の請求権に関する事項の記載	11	11
退 職 給 付 金	1 退職金受取金、退職金受取金請求権、退職金受取金請求権がある場合は、	◇ 退職金受取金、退職金受取金請求権、退職金受取金請求権に関する事項の記載	11	11
	2 退職金受取金、退職金受取金請求権、退職金受取金請求権がない場合は、	◇ 退職金受取金、退職金受取金請求権、退職金受取金請求権がない旨の記載	11	11
立 木	1 樹木、樹木等（雑木等）がある場合は、	◇ 樹木、樹木等（雑木等）に関する事項の記載	11	11
	2 樹木、樹木等（雑木等）がない場合は、	◇ 樹木、樹木等（雑木等）がない旨の記載	11	11
そ の 他 の 財 産	1 有価証券（株券、債権、配当等）がある場合は、	◇ 有価証券（株券、債権、配当等）に関する事項の記載	11	11
	2 有価証券（株券、債権、配当等）がない場合は、	◇ 有価証券（株券、債権、配当等）がない旨の記載	11	11

相続税の申告のためのチェックシート

相続税の申告のためのチェックシート（令和5年1月以降提出用）

このチェックシートは、相続税の申告書に添付する税理士法第33条の2の添付書面に係るチェックシートとして作成し、申告書に添付していただくこととなります。なお、このチェックシートは、相続税の申告書の作成に当たって、税理士法第33条の2の添付書面に係るチェックシートとして作成し、申告書に添付していただくこととなります。

※ 本チェックシートは、令和5年1月以降提出用です。

項目	検 査 内 容	検 査 要 素	検 査 確 率 (%)	添 付 確 率 (%)	備 考
相続税の申告	1 申告書の作成	● 申告書の作成	11	11	
	2 申告書の提出	● 申告書の提出	11	11	
	3 申告書の提出	● 申告書の提出	11	11	
	4 申告書の提出	● 申告書の提出	11	11	
相続税の申告	1 申告書の作成	● 申告書の作成	11	11	
	2 申告書の提出	● 申告書の提出	11	11	
	3 申告書の提出	● 申告書の提出	11	11	
	4 申告書の提出	● 申告書の提出	11	11	
相続税の申告	1 申告書の作成	● 申告書の作成	11	11	
	2 申告書の提出	● 申告書の提出	11	11	
	3 申告書の提出	● 申告書の提出	11	11	
	4 申告書の提出	● 申告書の提出	11	11	
相続税の申告	1 申告書の作成	● 申告書の作成	11	11	
	2 申告書の提出	● 申告書の提出	11	11	
	3 申告書の提出	● 申告書の提出	11	11	
	4 申告書の提出	● 申告書の提出	11	11	

V-4 具体的でない記載と具体的な記載例

- ・ 勘定科目ごとの具体的な業務内容（どのような書類や帳簿に基づき、どのように確認したか）
- ・ 計算・整理の際に留意した事項

例1

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	預貯金	残高証明書及び預金通帳を確認し、適正に計上した。	
(2)	(1)のうち個別的・特徴的な事項		確認した書類の範囲（口座名義・期間）などの具体的な記載がされていない。
	特になし		

例2

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	現金	長男Cから聴き取りを行い、手持ち現金として100万円計上した。	
(2)	(1)のうち個別的・特徴的な事項		聴取内容や検討過程などが記載されていない。
	特になし		

V-4 具体的でない記載と具体的な記載例

例1を具体的に記載すると

具体的な記載例

3 計算し、整理した主な事項			
	区分	事項	備考
(1)	預貯金	平成25年1月からの取引状況等について、被相続人の預貯金通帳を分析すると、●●銀行△△支店の被相続人名義の預金から令和元年12月15日に15,000千円が現金で出金されていたが、長男Cの子（孫3名）に対して教育資金の贈与を行っており、特例の適用に関して必要な手続きは全て完了していた。	<p>確認した金融機関は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●●銀行△△支店 ××銀行〇〇支店 <p>「事項」欄以外の分析結果は、申告書に別紙「入出金一覧表」を添付。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">入出金一覧表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●●銀行△△支店 H30.1.10 10,000千円 <ul style="list-style-type: none"> ➢ T保険へ払込 H30.12.25 3,300千円 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 孫3名へ110万円ずつ贈与 R 1.12.15 15,000千円 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 孫3名へ教育資金贈与 </div>
(2)	(1)のうち個別的・特徴的な事項		備考
	預貯金	過去に不動産などの高額な譲渡があった場合、被相続人の財産形成に大きな影響を与えることから、売却代金がどのような形で財産として残っているかを記載する。	<p>相続開始7年前の平成26年5月に××市〇〇町〇〇-〇（宅地）を2億円で譲渡しており、税金△△万円のほか、△△万円は貸アパート（××市◇◇町10-3）の建築資金に充て、残り10,000千円については、〇〇銀行〇〇支店の被相続人名義の定期預金（10,000千円）として、相続開始時点まで預け入れられていたことを確認した。</p>

「事項」欄には、特に重要な内容を記載し、「備考」欄には、分析した書類の内訳や申告書に添付した参考資料の有無を記載すると、確認した範囲・分析結果がより明確となる。

➢ 記載例の様に、「事項」欄に記載したもの以外で確認し、説明すべき事項がある際は、「備考」欄への簡記、又は参考資料（一覧表等）を申告書に添付した上で、その旨を備考欄に記載する。

V-4 具体的でない記載と具体的な記載例

例2を具体的に記載すると

具体的な記載例

○ パターン1

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	現金	現金については、被相続人の通帳を確認し、相続開始直前の令和△△年△月△△日に〇〇銀行〇〇支店の被相続人名義の普通預金から出金された△△万円は、長男が葬儀に備え出金したものであり、相続開始時点では現金で手元に保管されていたものと認められたため、現金として計上した。 なお、聴き取りを行った際には自宅金庫に●円保管されていることを確認し、差額は、葬儀費用（◇◇社へ●円、××寺へ●円）の支払分を除き、●名義の預金口座（●銀行●支店）へ入金されていることを通帳で確認した。	

通帳からの出金など、検討した結果が具体的に記載されている。
 ➤ 税理士や弁護士などの第三者が金庫等の保管状況を確認した際は、その旨を記載することで、聴き取り内容の具体性がより増す。

○ パターン2

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	現金	被相続人の預貯金通帳を分析すると、令和2年10月から相続開始日までの約3ヶ月間、被相続人名義の××銀行〇〇支店の普通預金口座から、週に1回、2,000千円の現金出金があったため、二男Eに対して、出金の理由等を確認したところ、「別居しているし、お金の話はしたことがないので、何に使ったかは分からない。」との回答があり、確認した資料からもその用途は解明できなかった。	・ 出金状況は以下のとおり。 R2.10.4 2,000千円 R2.10.12 2,000千円

通帳等から分析した内容と、相続人からの聴取内容を具体的に記載することで、納税者に対する責任の範囲も明確化される。

V-4 具体的でない記載と具体的な記載例

具体的でない記載例

例 3

- ・ 税務相談のうち、申告書の課税標準等の計算に関して特に重要な項目
- ・ 相談の結果、どのように反映されたか（どのような指導又は確認をしたのか）

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
相続財産の範囲	財産の名義にかかわらず、被相続人に帰属する財産は相続財産として計上する必要がある旨を相続人に説明した。

税理士側の説明事項のみで、説明後の対応や申告への反映結果が記載されていない。

例 4

- ・ ①納税者の税務に関する姿勢・認識、②法人・個人の経理状況、帳簿書類の保存状況、③内部けんせいの状況、④関与度合、⑤業況などを具体的に記載

5 総合所見	
特になし	
6 その他	
特になし	

相続人の協力態度など、申告書の作成に当たっての所見が記載されていない。

V-4 具体的でない記載と具体的な記載例

例3を具体的に記載すると

具体的な記載例

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
相続財産の範囲	<p>財産の名義にかかわらず、被相続人に帰属する財産は相続財産として計上する必要がある旨を相続人に説明した上で、各相続人の名義財産について、以下のとおり、被相続人からの贈与の有無、原資、管理・運用状況を確認した（確認した財産は別紙のとおり）。</p> <p>配偶者B名義の〇〇銀行〇〇支店の定期預金（1,000万円）については、届出印や通帳等の管理状況、被相続人と配偶者の収入状況を確認し、被相続人に帰属する財産であると判断し、相続財産として計上した。</p> <p>相談に応じた事項について、相続人への聴き取り内容や確認した資料が記載されているとともに、税理士が検討した結果まで記載されている。</p> <p>長女Dに対しては、本人を含めた家族名義預金のうち、被相続人に帰属する預金がないか、長男Cを通じて確認を取ったが、原資や管理・運用状況等について、明確な回答は得られなかった。再度、直接長女Dに確認したところ、他の相続人に家族名義預金の内容を知られたくないとの理由から、具体的な説明はなかった。</p> <p>相続人とのやりとりと資料不足等により確認できなかった点が詳しく記載されている。</p>

V-4 具体的でない記載と具体的な記載例

例4を具体的に記載すると

具体的
な
記載
例

5 総合所見

申告書の作成に当たっては、「相続税の申告のためのチェックシート」を活用し、各項目の確認を行い、検討した。

6 その他

私は、被相続人が代表を務めていたY株式会社の顧問税理士を20年程前からしており、毎月訪問・指導を行い、また、被相続人の所得税申告についても関与していた。

関与する中で、被相続人から相続対策の相談を受けたため、孫3名に対する教育資金や110万円の生前贈与を提案し、実行している。

総じて相続人である配偶者B、長男Cの申告・納税に関する意識も高く、書類の保管・提出状況も良好であった。

税理士関与の状況や相続人の協力態度等が詳しく記載されている。

V-5 その他記載例（相続税）

3 (1) 計算し、整理した主な事項

区分	記載例	留意事項
土地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自宅に保管された権利証及び〇市からの固定資産税通知書等を確認したが、先代名義の土地は確認できなかった。 ○ ●●町●●-●（宅地）については、<u>登記事項証明書</u>により持分を確認の上、共有持分により評価を行った。 ○ 現況地目及び土地の利用状況（建物の利用状況）等については、<u>現地確認を行うとともに、公図及び測量図を基に土地の形状を確認の上、評価を行った。</u> ○ ●●町●●-●（宅地）の評価額については、<u>実測図が法務局に届けられていたことから、当該図面を基に実測面積で計算した。</u> ○ ●●町●●-●（宅地）の評価に当たり、同土地上の貸ビルA全●室のうち空室となっている▲室は、空室期間の利用状況及び賃借人の募集状況等の事実関係を総合勘案した結果、相続開始時点において賃貸の用に供されているとは認められなかったことから、貸家建付地の評価に際し床面積による賃貸割合に応じて、評価額を算出した。 ○ ●●町●●-●（宅地）については、被相続人が主宰する(株)Bに賃貸し、同法人が貸ビルを建てて利用しているが、当該賃貸借について、同法人に保管されていた<u>無償返還の届出書の提出を確認した</u>ので、自用地評価額の80%相当額で評価し、(株)Bの株式評価上、純資産価額に20%相当額を計上した。 	<p>土地建物の評価に当たっては、「相続税の申告のためのチェックシート」も参考に、未登記物件や共有物件の有無のほか、現地確認の結果や賃貸借契約等の状況を踏まえ、個別事情がある不動産については、その事情及び評価額算出に当たっての考え方をできるだけ具体的に記載（必要に応じて別紙に物件ごとの状況等を記載）していただくとうりです。</p>
建物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸ビルC（●●町●●-●）の評価に当たっては、相続開始時点における貸付状況を賃貸借契約書及び賃料が入金される預金通帳（●●銀行●●支店）で確認した上で、賃貸割合に応じて評価した。 ○ ●●町●●-●の建物については、相続開始時において建築中（●年●月完成予定）であったため、その家屋の費用現価を契約書等により確認し、その100分の70に相当する金額によって評価した。 	

V-5 その他記載例（相続税）

3 (1) 計算し、整理した主な事項

区分	記載例	留意事項
有価証券	<ul style="list-style-type: none"> ○ (株)Dの株式について、家族名義分も含めて検討した結果、● (○株)、▲ (○株)、◆ (○株) (●、▲、◆は具体的な氏名) 名義の株式は、設立時から配当金が被相続人名義の銀行●●支店に振り込まれており、各名義人はいずれも自身で株式購入資金を出したことはなく、自身名義の(株)Dの株式があるとの認識もないと話しているほか、名義人に株主総会の開催通知が届いていない状況等から、被相続人に帰属する株式と判断し、相続財産として計上した。 ○ 各相続人及び孫名義の上場株式については、贈与証書により、被相続人から各名義人に贈与された事実を確認することができたことから、被相続人の財産とは認められなかった。 ○ (株)Eの株式の評価に当たっては、純資産価額の算定において、被相続人の死亡を保険事故として、(株)Eが生命保険金を受け取り、これを原資として、退職金を支払っていることから、資産の部に「生命保険金請求権」、負債の部に「保険差益に対する法人税額等」及び「未払退職金」をそれぞれ計上した。 ○ 上場株式については、相続人から●●証券●●支店及び▲▲証券▲▲支店の2社の取引明細が提示されたため、各証券会社から平成●年●月から令和●年●月までの顧客勘定元帳及び相続開始日現在の残高証明書を取り寄せるとともに、配当金の支払いがある株式については、上場株式配当等の支払通知書により株式数を確認の上、単位未満株も含めて相続財産として計上した。 ○ 預金通帳（被相続人名義●●銀行●●支店）を確認すると、平成●年●月●日に、●●証券●●支店から●円の振込みがあったため、●●証券●●支店から顧客勘定元帳を取り寄せ、取引の有無を確認したが、同●年●月●日に口座を閉鎖しており、相続開始時点での取引はなかった。 	<p>有価証券の財産計上に当たっては、名義は異なるものの被相続人に帰属するものであるのか、過去に贈与されたものであるのかについて、購入資金の検討も含めて確認結果をできるだけ具体的に記載していただくと有用です。</p> <p>また、純資産価額方式による取引相場のない株式の評価に当たっては、評価明細書第5表のうち相続税評価額と帳簿価額の差異について、できるだけ具体的に記載していただくと有用です。</p>

V-5 その他記載例（相続税）

3 (1) 計算し、整理した主な事項

区分	記載例	留意事項
<p>現 預 貯 金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現金については、相続人 F から、自宅の金庫に●円保管されていたとの聴き取り及び預貯金の取引状況により、相続開始日の所有額を推計するとともに、聴き取りを行った際には自宅金庫に●円保管されていることを確認し、差額は●名義の預金口座（●銀行●支店）へ入金されていることを通帳で確認した。 ○ 預貯金は、家族（妻、子）名義も含めて、平成●年●月からの取引状況等について、相続人の収入及び生活状況を勘案の上、検討した（確認した通帳の写しを添付）。 ○ 妻 B 名義の●●銀行●●支店の定期預金（▲▲万円）は、被相続人の経常収入（不動産収入）を原資として作成されたものであり、妻に確認したところ、贈与された認識はなく、届出印や通帳等の管理状況から、被相続人に帰属する財産であると判断し、相続財産として計上した。 ○ 定期預金については、既経過利息も含めて相続財産に計上した。 ○ 被相続人名義の●銀行●支店普通預金口座から、毎月、30万円の出金があったため、妻に聴き取りを行うとともに、家計簿等を確認すると、生活費として消費されていたため、相続税や贈与税の申告が必要な財産はないと判断した。 ○ 被相続人と相続人の預貯金通帳を分析（詳細な分析結果は別紙）すると、被相続人名義の預金から平成●年●月●日に1,500万円が現金で出金されていたが、相続人 B の長男に対して教育資金の贈与を行っており、特例の適用に関して必要な手続きは全て完了していた。 ○ 被相続人の預貯金通帳を分析すると、平成●年●月から相続開始日までの間、被相続人名義の複数の口座から、2～3か月に1回、200万円の現金出金があったため、子 G に対して、出金の理由等を確認したが、「別居しているし、お金の話はしたことがないので、何に使ったかは一切知らない。」との回答に終始し、確認した資料からもその用途は解明できなかった。 	<p>現金については、相続開始直前の預貯金の払い出しや相続開始直後の費消などについてできるだけ具体的に記載していただくとうれしいです。</p> <p>預貯金については、確認の基となった通帳、取引履歴などの書類及び過去の高額入出金の確認事績並びに家族名義預金の有無（判断根拠）などについてできるだけ具体的に記載していただくとうれしいです。</p> <p>また、相続開始前の預金の推移についても分析を行っている場合は、その分析項目及び判断結果等を、根拠とともに具体的に記載していただくとうれしいです。</p>
<p>そ の 他 財 産</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ●●生命保険の保険契約の契約者が妻 H 名義（契約番号●）及び長男 I 名義（同●）であったが、保険料は、被相続人名義●●銀行●●支店の普通預金口座から出金されていたことから、保険料負担者は被相続人と判断し、生命保険に関する権利として相続財産に計上した。 	
<p>債 務 葬 式 費 用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 借入金については、残高証明書により金額を確定させ、相続人から返済状況等を聴き取るとともに、その用途が相続財産として計上した賃貸アパート（●市●町）の建築資金であることを確認した。 ○ 預り保証金については、賃貸借契約書により確認した。 ○ 葬式費用等の領収書を確認し、葬式費用として控除できるものを分別した上で、計上した。 	<p>借入金については、その用途（相続財産へ反映されているか否か）などについてもできるだけ具体的に記載していただくとうれしいです。</p>

V-5 その他記載例（相続税）

3 (2) (1) のうち顕著な増減事項

区分	記載例	留意事項
建物、現金・預貯金、債	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成●年●月に建築した貸アパート（●●町●●－●）の建築資金は、●●銀行●●支店の被相続人名義の預金のうち▲▲万円及び●●銀行●●支店からの借入金▲▲万円を充てている（それぞれ当時の通帳で確認）。 	<p>高額財産を取得等している場合、その資金の調達先について確認等された内容を具体的に記載していただくとう用です。</p>
現金 預貯金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相続開始7年前から、●●病の治療・入院費及び薬代として、年間200万円（1か月当たり約15万円）の出金が認められた。 ○ 相続開始直前の令和▲▲年▲月▲▲日に●●銀行●●支店の被相続人名義の普通預金から出金された▲▲万円は、長男が葬儀に備え出金したものであり、相続開始時点では現金で手元に保管されていたものと認められたため、現金として計上した。 ○ 相続開始3年前の●年●月に●●町●●－●（宅地）を▲▲万円で譲渡しており、税金▲▲万円のほか、▲▲万円は上記の貸アパート（●●町●－●）の建築資金に充て、残り▲▲万円については、相続開始時点においても●●銀行●●支店の被相続人名義で契約された貸金庫（契約番号●）に保管されていたため、現金として計上した。 	<p>相続開始前の預貯金口座からの多額の出金等について、その流れや用途を分析・聴取された場合、その内容について具体的に記載していただくとう用です。</p>

※ 顕著な増減事項については、記載に苦慮することと思いますが、調査の実施の判断に重要な事項でもあるため、より具体的に記載していただくとう用なものとなります。

V-5 その他記載例（相続税）

4 相談に応じた事項

区分	記載例
相続財産 の範囲	<p>○ 名義にかかわらず、被相続人に帰属する財産は相続財産として計上する必要がある旨を各相続人に説明した上で、各相続人及びその家族の名義財産について、被相続人からの贈与の有無、原資、管理運用状況を確認した。</p> <p>確認の結果、J名義の有価証券（銘柄：●、▲株）については、Jがその存在について不知であり、被相続人の預金が原資となっていることが、被相続人名義の預貯金通帳等から判明したため、相続財産として計上した。</p>
遺産分割 協議	<p>○ 申告に当たっては、各種特例を最大限に活用できるよう遺産分割を行いたい旨の相談があったため、本件に適用可能である相法19の2（配偶者に対する相続税額の軽減）及び措法69の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）の各規定を最大限に適用する場合の計算方法について説明した。</p> <p>なお、預貯金については、配偶者が▲▲万円取得し、残りを各相続人が均等に相続すると合意したため、●銀行●支店の定期預金（口座番号●）については配偶者が取得し、その他の預金については解約した上で、均等に配分した。</p> <p>また、全ての相続人の合意のもと、居住用建物の敷地について、小規模宅地等の特例を適用することとし、配偶者が単独で取得することとなった。</p>

V-5 その他記載例（相続税）

6 その他

区分	記載例
家族名義預金 不明出金	<p>○ 申告書の作成に当たっては、「税理士法第33条の2の添付書面に係るチェックシート【相続税】」を活用し、各項目の確認を行ったほか、次の点を検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族名義預金のうち被相続人の借名預金と判断したもの以外の預貯金は、各々の収入を原資として蓄積されたものであるとの申述があり、確認した通帳等からは、申述を覆す事実は見つからなかったことから、各相続人の固有財産と判断した。 平成●年●月からの預貯金を通帳により確認したところ、△△万円のATMからの出金が数回見受けられたが、その用途や贈与の有無を相続人Kに対して聴き取りを行い、贈与加算すべきものの有無などを検討した。 その結果、相続開始直前の出金△△万円は、相続開始日において費消されていなかったものと想定されることから現金として計上したが、その他の出金については用途が解明され、問題点は認められなかった（検討内容等は別紙のとおり）。

税理士法第33条の2の添付書面に係るチェックシート【相続税】

このシートは、相続税の申告書に添付する「税理士法第33条の2の添付書面に係るチェックシート」の記載内容を確認するためのものです。申告書の作成にあたっては、このシートを活用し、各項目の確認を行ったほか、次の点を検討した。その結果、相続開始直前の出金△△万円は、相続開始日において費消されていなかったものと想定されることから現金として計上したが、その他の出金については用途が解明され、問題点は認められなかった（検討内容等は別紙のとおり）。

（令和5年1月以降提出用）

項目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確認	種類	確認②	添付③
相続人等	① 法定相続人に当たるか（相続人等）	●	相続人等	□	□
	② 相続人（未成年者を除く）の氏名を記載するか	●	相続人等	□	□
相続財産の分類	① 遺言の有無（遺言の記載）	○	遺言	□	□
	② 遺言の有無（遺言の記載）	○	遺言	□	□
不動産	① 不動産の所在地を記載するか	○	不動産	□	□
	② 所有権の取得年月日を記載するか	○	不動産	□	□
	③ 共有持分の割合を記載するか	○	不動産	□	□
	④ 借入の土地の地上権等の権利（借地権）や他人の所有権（借入）の有無を記載するか	○	不動産	□	□
	⑤ 土地の権利の取得年月日を記載するか	○	不動産	□	□
有価証券	① 名称、発行元、種類、取得年月日を記載するか	○	有価証券	□	□
	② 取得の目的（例：贈与、相続、生前贈与）を記載するか	○	有価証券	□	□
預金・預貯金等	① 名称（年、月、日）を記載するか	○	預金・預貯金等	□	□
	② 取得の目的（例：贈与、相続、生前贈与）を記載するか	○	預金・預貯金等	□	□
財産・費用・費用控除	① 名称（年、月、日）を記載するか	○	財産・費用・費用控除	□	□
	② 取得の目的（例：贈与、相続、生前贈与）を記載するか	○	財産・費用・費用控除	□	□
保険金	① 名称（年、月、日）を記載するか	○	保険金	□	□
	② 取得の目的（例：贈与、相続、生前贈与）を記載するか	○	保険金	□	□
遺言	① 名称（年、月、日）を記載するか	○	遺言	□	□
	② 取得の目的（例：贈与、相続、生前贈与）を記載するか	○	遺言	□	□
立木	① 名称（年、月、日）を記載するか	○	立木	□	□
	② 取得の目的（例：贈与、相続、生前贈与）を記載するか	○	立木	□	□
その他の財産	① 名称（年、月、日）を記載するか	○	その他の財産	□	□
	② 取得の目的（例：贈与、相続、生前贈与）を記載するか	○	その他の財産	□	□

V-6 その他記載例（贈与税）

3 (1) 計算し、整理した主な事項

区分	記載例
土地	○ 土地の評価額については、法務局に届けられている測量図に基づき、実測面積で計算した。
現金	○ 贈与日は、贈与者からの振込年月日を預金通帳（〇〇銀行〇〇支店普通預金本人名義）により確認した。 ○ 現金は、全て居住用の土地建物の取得資金に充てられていることを、通帳及び契約書から確認した。
生命保険	○ 満期により受け取った生命保険金に係る保険契約者は本人であったが、保険料は契約当初から全て父が負担していたため、贈与財産と判断した。

4 相談に応じた事項

区分	記載例
贈与税の相続時精算課税制度の適用	○ 納税者から、相続時精算課税の適用について、相談を受けたことから、特例の適否について、チェック表に基づき検討した上で、適用効果（今後の贈与や将来の相続時の取扱い）を説明するとともに、贈与者に相続が発生するまでの間、書類の保存が必要である旨の説明を行った。
住宅取得等資金の贈与税の非課税制度の適用	○ 納税者から、令和●年●月●日の現金贈与については、住宅を取得するためのものであり、住宅取得等資金の贈与税の非課税制度の適用を受けたいとの相談を受けたことから、当該特例の適用要件を満たしているかどうかチェック表で確認するとともに、概要を説明した上で、同特例を適用した申告書を作成した。 なお、建物は、未完成であったことから、現地確認をしたところ、屋根（骨組みを含む。）は完成しており、その他の特例要件も充足していることを確認したため、家屋の登記事項証明書は、居住後速やかに提出するよう指導した。